

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第734号

令和6年11月29日付け監査第731号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事及び教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月25日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	森			誠	一
大分県監査委員	守	永		信	幸

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
臼杵支援学校	令和6年5月8日	<p>指摘事項</p> <p>校舎内塗装修繕工事について、業務完了通知書の提出がなく、検査を行うこともなく修繕料を支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>修繕工事完了後に事務室の職員が履行を確認していたが、検査員の任命及び検査済表示が漏れていた。</p> <p>今後は、契約事務規則等の規定を再確認するとともに、事務担当者のみならず会計職員全員でのダブルチェックを徹底する。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局)		
こころとからだの相談支援センター	令和6年5月24日	<p>注意事項</p> <p>庁舎修繕料について、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>契約事務規則等の関係規定等に基づき処理を行うよう職員に周知徹底するとともに、複数の者でチェックを行うことを徹底した。</p> <p>また、今後、庁舎の修繕について、急を要する場合を除き、計画的に余裕のある工期で行うよう引き継いでいくこととした。</p>

(教育庁及び教育機関)		
大分商業高等学校	令和6年4月19日	<p>注意事項①</p> <p>卒業証明書の交付申請について、手数料を定額小為替で収納したにもかかわらず、申請者に対し領収書を交付していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>指摘後直ちに、申請者あて領収書を交付した。</p> <p>今後、手数料等を収納した際には、担当者と副任とで二重チェックを行い、確実に領収書を交付するとともに、現金払込票を作成する際に払込金額と領収金額を突合し、再発防止に努める。</p> <p>注意事項②</p> <p>印刷業務について、誤って積算金額を上回る予定価格を設定し、結果として同金額で契約を締結している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後、業務実施伺いの際に仕様書の内容及び積算額が適正か担当者と副任とで精査する。</p> <p>また、予定価格の決定においては、それが積算額をもとに算定されたものか再確認を行う。今回の事例を事務室職員全員に共有し、会計規則、契約事務規則等に則った適正な事務処理に努める。</p>